

お知らせ 各種相談

8月は「こども110番月間」です
～家庭で心掛け、子どもたちに伝えましょう～

子どもたちが身の危険を感じたときに、助けを求め避難できるよう、地域の協力家庭やお店が「こども110番の家」のステッカーや看板などを掲げています。日ごろから、ご家庭で子どもと一緒に通学路や自宅近くの「こども110番の家」を確認し、もしものときに備えましょう。

※登下校や遊びで外出する際には、防犯ブザーやホイッスルを持たせ、しっかりと活用するように教えましょう。

問合せ 市民協働課 電話 6977-9743

「国民健康保険料のための所得申告書」の提出をお願いします

国民健康保険料の計算及び軽減判定のために、収入のない方や市・府民税申告が不要な方を含め、すべての加入者の所得状況を把握する必要があります。そのため、前年の所得を申告されていない方のいる世帯へ、「国民健康保険料のための所得申告書」を7月に送付しています。国民健康保険料の軽減(7・5・2割)及び減免は、世帯全員の所得が判明している必要があります。所得の不明な方がいる場合は、軽減・減免を受けられませんので、税の申告が不要な場合であっても、国民健康保険にかかる所得の申告を行う必要があります。なお、申告書を送付した世帯のうち、未提出の世帯を対象として、8月より「大阪市国民健康保険コールセンター」から電話で申告書の提出を呼びかけていますので、必ず提出をお願いします。

問合せ 窓口サービス課 電話 6977-9956

外国籍のお子さまの入学手続きについて

令和6年(2024年)4月に大阪市立の小・中学校へ入学を希望される外国籍のお子さんの保護者は、区役所へ申請が必要です。

入学資格

【小学校】平成29年(2017年)4月2日から平成30年(2018年)4月1日までに生まれた方
【中学校】令和6年(2024年)3月に小学校卒業見込みの方

申請方法

上記の入学資格があるお子さんを対象に8月中旬に入学のご案内を送付します。入学のご案内右側の「入学申請書」に必要事項をご記入のうえ、9月29日(金)までに、送付または区役所1階窓口サービス課へご提出ください。なお、転居等により入学のご案内が届かなかった場合でも、区役所で手続きいただけます。詳しくはお問い合わせください。

※学校選択制にかかる書類は別途9月にお送りします。
※入学される学校は、12月末までにお知らせします。

問合せ 窓口サービス課 電話 6977-9963

特別児童扶養手当・特別障がい者手当等の認定を受けている皆さまへ

特別児童扶養手当の認定を受けている方は「所得状況届」を、特別障がい者手当・障がい児福祉手当・福祉手当の認定を受けている方は「現況届」を提出してください。

提出期限 8月10日(木)～9月11日(月)
(土・日・祝日を除く)

場所 区役所2階 24番窓口
※期間内に提出されないと、手当の支給が遅れる場合があります。
※前年の所得額等により、支給が停止されることがあります。

問合せ 保健福祉課 電話 6977-9857

児童扶養手当の現況届手続きのお知らせ

現在、児童扶養手当を受給している方に「お知らせ(現況届について)」を送付しますので、現況届を提出してください。この届の提出がない場合は、令和6年1月期からの児童扶養手当の支払を受けることができなくなります。

提出期限 8月中 場所 区役所2階 23番窓口
問合せ 保健福祉課 電話 6977-9156

市税の納期限のお知らせ

個人市・府民税(普通徴収)第2期分の納期限は8月31日(木)です。なお、予測しない失業や大幅な所得減少(前年の6割以下)が見込まれる場合は申請により審査のうえ、減額・免除されることがあります。市税の納付には安全・確実・便利な口座振替・自動払込(Webで申込み可能)をぜひご利用ください。また、スマートフォン決済アプリ(各種Pay等)、クレジットカードによる納付も可能です。納付方法等の詳細については、大阪市ホームページをご確認ください。

問合せ なんば市税事務所 市民税等グループ
(個人市民税担当) 電話 4397-2953
(平日9:00～17:30(金曜日は9:00～19:00))

大阪府からののお知らせ

個人事業税の納期限は、8月31日(木)です。個人事業税の納付書は、第1期分及び第2期分を8月にまとめて送付します(口座振替ご利用の方を除く)。納付時にはお間違いのないようご注意ください。年間の税額が1万円以下の場合は、第2期分の納付書はありません。

納期限 第1期分:8月31日(木)
第2期分:11月30日(木)

納付場所・納付方法

- 府税事務所
- 府内の各郵便局
- 府の指定金融機関、指定代理金融機関もしくは収納代理金融機関
- コンビニエンスストア、MMK設置店
- 「地方税統一QRコード(eL-QR)」に対応した金融機関
- 「地方税統一QRコード(eL-QR)」に対応したスマートフォン決済アプリ
- 「地方税お支払サイト」を利用した納付

問合せ 中央府税事務所 電話 6941-7951(代表)
(平日9:00～17:45)

東成区役所での各種無料相談(8月1日～9月10日) 対象 大阪市民の方

内 容	日 時	申込み・問合せ
弁護士による法律相談 定員 8人	8月 3日、10日、17日、24日 9月 7日 すべて木曜 13:00～17:00	事前予約 《事前オンライン予約(先着4名)》 相談日の6日前9:00から翌週火曜日17:30 《事前電話予約》電話 6977-9040 相談日の前開庁日の12:00から 予約受付専用電話で受付。 ※定員に達し次第受付終了。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
司法書士による法律相談 (遺言、相続、贈与や会社に関する登記、その他法律相談) 定員 12人	8月 27日(日) 9:30～12:30	事前予約 《事前オンライン予約(先着6名)》 前月第4月曜日9:00から当月10日17:30 《事前窓口・電話予約》 8月14日(月)9:00から25日(金)17:30まで に区役所3階総務課窓口または電話で受付。 ※定員に達し次第受付終了。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
行政相談 (国の仕事やサービスについての相談) 定員 4人	8月 18日(金) 13:00～15:00	事前予約 8月10日(金)までに電話にて受付。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
行政書士による市民相談 (遺言書や相続、成年後見等の相談)	8月 2日(水) 9月 6日(水) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所1階ふれ愛パンジーに直接お越しください。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
不動産相談	8月 25日(金) 9月 8日(金) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
社会保険労務士相談 (年金や労働問題、職場でのトラブル等の相談)	8月 16日(水) 13:00～16:00 最終受付 15:30	先着順 区役所4階相談室へ直接お越しください。 問合せ 総務課 電話 6977-9683
ひとり親家庭相談	毎週水曜・金曜(祝日除く)9:15～17:30	事前予約 保健福祉課 電話 6977-9156
相談支援員による不安や心配ごとの相談	月曜～金曜(祝日除く)9:00～17:30	申 込 区役所2階21番窓口へ直接お越しください。 問合せ 自立相談支援窓口(らいふサポート東成) 電話 6977-9126
ごみの啓発・相談コーナー	8月 24日(木) 同時開催 ベビー服・子ども服の無料提供、 フードドライブ	区役所1階ふれ愛パンジーで開催。 問合せ 東部環境事業センター 電話 6751-5311 ※ベビー服、子ども服が不足しています。汚れがなく、再使用できるものであれば、少量でも訪問回収しますので、ご連絡ください。
障がいのいろいろ相談会	8月 18日(金) 13:00～15:00	区役所2階フロア待合へ直接お越しください。 申込 不要 問合せ 保健福祉課 電話 6977-9857